（東海黄海海区）

(1)　火船以外の船舶に集魚灯の設備をしてはならない。

(2)　集魚灯のために使用する消費電力の総和は、火船一隻につき十キロワット以下でなければならない。ただし、外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域において操業する場合は、この限りでない。

(3)　長崎県佐世保市鹿町町と同市小佐々町の境界線上にある金比羅岳頂上から同県五島市大瀬埼灯台及び同灯台正西十海里の点を経て鹿児島県いちき串木野市羽島埼突端に至る線並びに最大高潮時海岸線により囲まれた海域においては、集魚灯に使用する消費電力の総和は火船一隻につき六キロワット以下でなければならない。

(4)　附属船に関する事項は、次のとおりとする。

イ　附属船の隻数は、五隻以内でなければならない。

ロ　運搬船の隻数は、三隻以内とし、指定漁業省令第三十二条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を運搬船として使用してはならない。

ハ　イ及びロの規定にかかわらず、水産庁長官の承認を受けた運搬船については、イ及びロに定める隻数の範囲を超えて使用することができる。

ニ　ハの承認を受けた場合には、当該承認に係る承認証を当該承認を受けた船舶に備え付けておかなければならない。

ホ　火船の隻数は、二隻以内とし、指定漁業省令第三十三条の規定に基づき届け出た船舶以外の船舶を火船として使用してはならない。

（太平洋中央海区）

(1)　漁獲物を許可船舶から他の船舶へ転載してはならない。ただし、次のいずれかの場合は、この限りでない。

イ　港内において転載する場合

ロ　船舶の損傷その他やむを得ない事情がある場合

(2)　網規模は、浮子綱の長さが二千メートル以内でなければならない。

(3)　中西部太平洋条約海域のうち我が国排他的経済水域を除く海域及びその海域に沿う港の港内において、中西部太平洋条約第一条(c)に規定する委員会に登録された船舶以外の船舶から燃料、漁具その他の漁業用資材の補給を受けてはならない。

(4)　次に掲げる海域において、他の船舶から燃料、漁具その他の漁業用資材の補給を受けてはならない。

ア　インドネシア、パプアニューギニア、パラオ及びミクロネシアの排他的経済水域によって囲まれた公海

イ　キリバス、ソロモン、ツバル、ナウル、パプアニューギニア、フィジー、マーシャル及びミクロネシアの排他的経済水域によって囲まれた公海

4　その他

外国の漁業に関する管轄権が及ぶ水域において操業する場合には、当該外国の入漁許可を受けるとともに、当該外国の定めた当該水域における外国漁船の操業に関する規則その他の当該外国の法令を遵守しなければならない。

（北部太平洋海区、中部太平洋海区、南部太平洋海区、北部日本海海区、中部日本海海区、西部日本海海区、九州西部海区及び東海黄海海区）

(1)　農林水産大臣が、漁場の安定的な利用関係の確保のため必要があると認めて衛星船位測定送信機を備え付けることを命じたときは、当該命令に従って衛星船位測定送信機を当該許可に係る指定漁業の用に供される船舶内に備え付けなければならない。この場合において、衛星船位測定送信機を備え付けた船舶の船長は、操業し又は航行する期間中は、衛星船位測定送信機を常時作動させなければならない。

(2)　漁業監督官が、(1)により得られた情報その他の情報により、操業の区域に関する制限又は禁止の措置に違反している疑いがあると認めて、操業が認められていない区域（漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第六条第一項から第四項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域及び港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域を除く。）から退去するよう指示したときは、これに従わなければならない。

（北部太平洋海区及び中部太平洋海区）

(1)　中西部太平洋条約に基づく保存管理措置を遵守するため、この条約の締約国であり、かつ、分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定（平成十八年条約第十号。以下「国連公海漁業協定」という。）の締約国である国により正当に権限を与えられた検査官が、公海水域において乗船及び検査の受入れを要請した場合であって、漁業監督官が当該検査官を乗船させることを指示したときは、当該指示に従って当該検査官を乗船させなければならない。

(2)　(1)により乗船した検査官が行う検査（漁船、漁具、装置、設備並びに漁獲物及びその製品の検査、漁業の許可証その他の関係書類の閲覧並びに必要な限度における物件の集取を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(3)　(1)により漁業監督官の指示があった場合において、当該漁業監督官がその指定する港への移動を指示したときは、これに従わなければならない。

（太平洋中央海区）

(1)　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約（昭和四十四年条約第一号）、千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（平成六年条約第三号）及び中西部太平洋条約に基づく保存管理措置を遵守するため、これらの条約の締約国であり、かつ、国連公海漁業協定の締約国である国により正当に権限を与えられた検査官が、公海水域において乗船及び検査の受入れを要請した場合であって、漁業監督官が当該検査官を乗船させることを指示したときは、当該指示に従って当該検査官を乗船させなければならない。

(2)　(1)により乗船した検査官が行う検査（漁船、漁具、装置、設備並びに漁獲物及びその製品の検査、漁業の許可証その他の関係書類の閲覧並びに必要な限度における物件の集取を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(3)　(1)により漁業監督官の指示があった場合において、当該漁業監督官がその指定する港への移動を指示したときは、これに従わなければならない。

（インド洋海区）

(1)　大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約、千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約、みなみまぐろの保存のための条約及び中西部太平洋条約に基づく保存管理措置を遵守するため、これらの条約の締約国であり、かつ、国連公海漁業協定の締約国である国により正当に権限を与えられた検査官が、公海水域において乗船及び検査の受入れを要請した場合であって、漁業監督官が当該検査官を乗船させることを指示したときは、当該指示に従って当該検査官を乗船させなければならない。

(2)　(1)により乗船した検査官が行う検査（漁船、漁具、装置、設備並びに漁獲物及びその製品の検査、漁業の許可証その他の関係書類の閲覧並びに必要な限度における物件の集取を含む。）を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

(3)　(1)により漁業監督官の指示があった場合において、当該漁業監督官がその指定する港への移動を指示したときは、これに従わなければならない。

(4)　漁業調整その他公益上の必要から操業区域等に関し、漁業監督官が必要な事項を指示したときは、これに従わなければならない。

(5)　漁獲物又はその製品の陸揚げに関し、漁業監督官が必要な指示をしたときは、これに従わなければならない。